

# 観光文化スポーツ部

産業観光委員会

【議案関係資料】

(補正予算関係)

2月14日提出

令和6年第1回定例会（2月議会）  
産業観光委員会・分科会  
補正予算事項関係提出資料

令和6年2月14日  
観光文化スポーツ部

【補正予算関係】

観光戦略課	原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援について・・・	3
交通政策課	航空会社増便運航支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	大館能代空港リピーター創出支援事業の繰越及び制度見直しにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
文化振興課	総合生活文化会館管理運営費等に係る債務負担行為の設定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

## 原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援について

観光文化スポーツ部

### 1 目的

公の施設の指定管理者に対し、原油価格高騰等によりかかり増しとなった光熱費及び燃料費について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

### 2 概要

総務企画委員会分科会提出資料（別紙）参照

### 3 対象施設

#### 【指定管理料制施設】

施設名	指定管理者名	予算額
秋田県立体育館	(一財)秋田県総合公社	298千円
向浜スポーツゾーン	(一財)秋田県総合公社	33,080千円
秋田県立武道館	(一財)秋田県総合公社	14,095千円

#### 【利用料金併用制施設】

施設名	指定管理者名	予算額
秋田県ふるさと村	(株)秋田ふるさと村	9,063千円
秋田県立男鹿水族館	(株)男鹿水族館	6,199千円
秋田県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	992千円

### 4 予算額

63,727千円

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)  
(負担金補助及び交付金)

原油価格高騰等の影響に伴う指定管理者への支援について

行政経営課

1 目的

公の施設の指定管理者に対し、原油価格高騰等によりかかり増しとなった光熱費及び燃料費（光熱費等）について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

2 補助金の概要

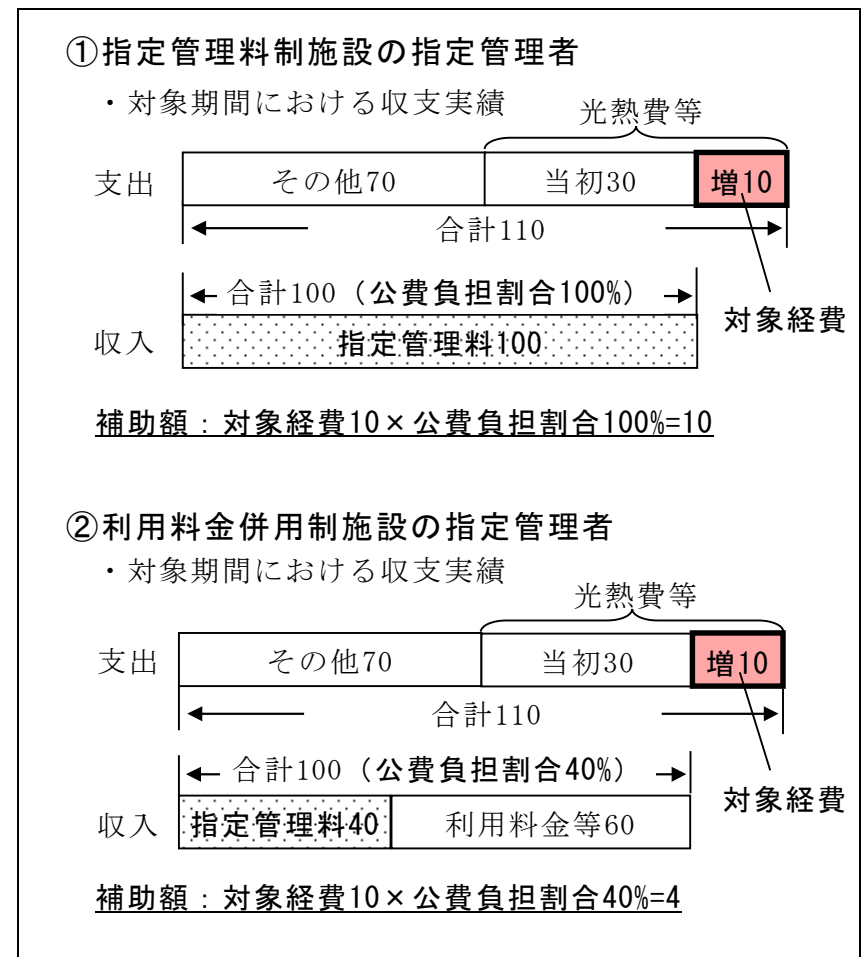
- (1) 対象者 ①指定管理料制施設の指定管理者  
②利用料金併用制施設の指定管理者  
※市町村及び当該施設の収支が黒字の指定管理者を除く
- (2) 対象経費 光熱費等の収支計画からの増加分
- (3) 対象期間 令和5年3月から令和6年2月まで
- (4) 補助額 公費負担割合に基づき算出

3 予算額（施設所管課の予算に計上）

116,588千円（国116,588千円）

〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」〕

<支援イメージ>



#### 4 予算額内訳

(単位：千円)

施設名		指定管理者名	所管課名	予算額	
指定 管理 料 制 施 設	1	秋田県北部男女共同参画センター	(特非)秋田県北エヌピーオー支援センター	次世代・女性活躍支援課	209
	2	秋田県ゆとり生活創造センター	(特非)あきたパートナーシップ	地域づくり推進課	790
	3	秋田県立体育館	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	298
	4	向浜スポーツゾーン	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	33,080
	5	秋田県立武道館	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	14,095
	6	秋田県点字図書館	(福)秋田県社会福祉事業団	障害福祉課	1,037
	7	秋田県立美術館	(公財)平野政吉美術財団	教育庁生涯学習課	4,534
利用 料金 併 用 制 施 設	1	秋田県児童会館	(特非)あきた子どもネット	次世代・女性活躍支援課	4,189
	2	秋田県ふるさと村	(株)秋田ふるさと村	観光戦略課	9,063
	3	秋田県立男鹿水族館	(株)男鹿水族館	観光戦略課	6,199
	4	秋田県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	スポーツ振興課	992
	5	秋田県立社会福祉会館	(福)秋田県社会福祉協議会	地域・家庭福祉課	8,340
	6	秋田県北部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	1,671
	7	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	4,719
	8	秋田県南部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	15,082
	9	秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興(株)	健康づくり推進課	5,435
	10	秋田県森林学習交流館	(株)サンアメニティ	森林環境保全課	3,800
	11	秋田県立中央公園	(一財)秋田県総合公社	都市計画課	3,055
合計 (18施設)				116,588	

# 航空会社増便運航支援事業について (地域主体による大館能代空港活性化支援事業)

交通政策課

## 1 目的

大館能代空港の三往復運航を県と航空会社が連携して支え、安定的・継続的な運航につなげるため、「大館能代空港東京羽田路線の運航に係る覚書」に基づき、搭乗実績に応じて運航経費の一部を支援する。

## 2 概要

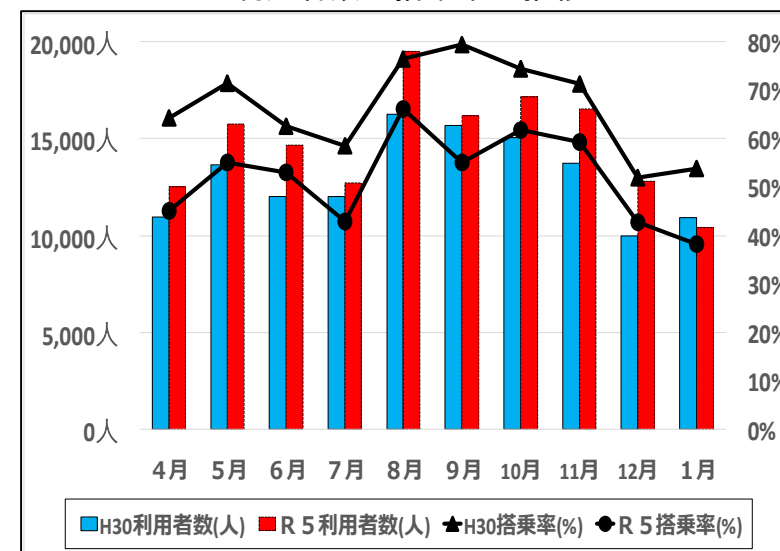
対象期間内の利用者数が、着陸料減免をしてもなお航空会社が想定する採算ライン（利用者数200,645人）に達しない場合に生じる欠損額について、一定の範囲内で航空会社と折半し負担する。

- ・対象事業者：全日本空輸（株）
- ・対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日  
(令和6年3月16日以降の利用者数は3月15日時点の予約数で判断し、年度内に交付する。)
- ・限度額：162,500千円

## 3 予算額

**162,500千円**  
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)  
(負担金補助及び交付金)

利用者数と搭乗率の推移



※R5年4月～R6年1月利用者数 148,185人

## 大館能代空港の三往復運航に伴うリスクの分担に係る覚書の更新について

交通政策課

### 1 概要

羽田発着枠政策コンテストにより発着枠の追加配分を受けた大館能代空港の三往復運航を県と航空会社が連携して支え、安定的・継続的な運航につなげるため、令和4年6月、運航に伴うリスクを原則として両者間で分担する旨の覚書を締結した。

今年4月に当該発着枠の配分期間が1年半延長となったことから現行の覚書を更新し、令和5年10月28日までとしていた適用期間の終期を令和7年3月29日までとする。

### 2 覚書に定めるリスク分担の内容

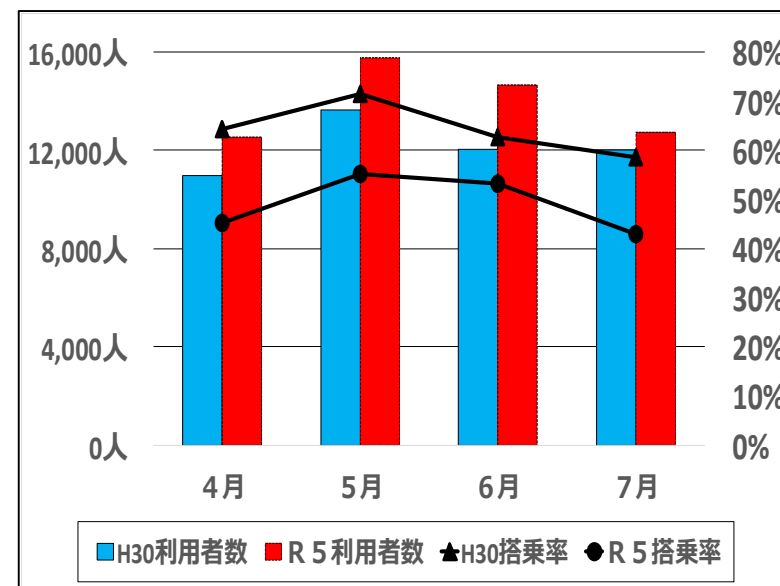
コンテストにおける航空会社との共同提案に則り、運航実績に応じて航空会社とリスクを分担する場合は、次により運航経費の一部を負担することとする。

- ・対象事業者：全日本空輸（株）
- ・対象経費：大館能代空港東京羽田線の運航に要する経費の一部
- ・負担割合：原則1／2  
(県と航空会社で折半。県負担は最大で年間2億円相当)
- ・負担方法：
  - ① 増便分の着陸料を14／15減免（年間1,250万円相当）
  - ② ①を措置してもなお航空会社に欠損が生じる（利用者数が年間204,215人を下回る）場合は、既存2便の着陸料（現行2／3減免）を14／15減免（年間2,500万円相当）
  - ③ ②を措置してもなお航空会社に欠損が生じる（利用者数が年間200,645人を下回る）場合は、年間1億6,250万円を限度額として航空会社に対して負担金を拠出

※イメージは次頁参照

- ・予算計上：運航実績等に基づき、上記適用の有無について航空会社と協議の上、必要に応じて運航年度の2月補正予算へ計上

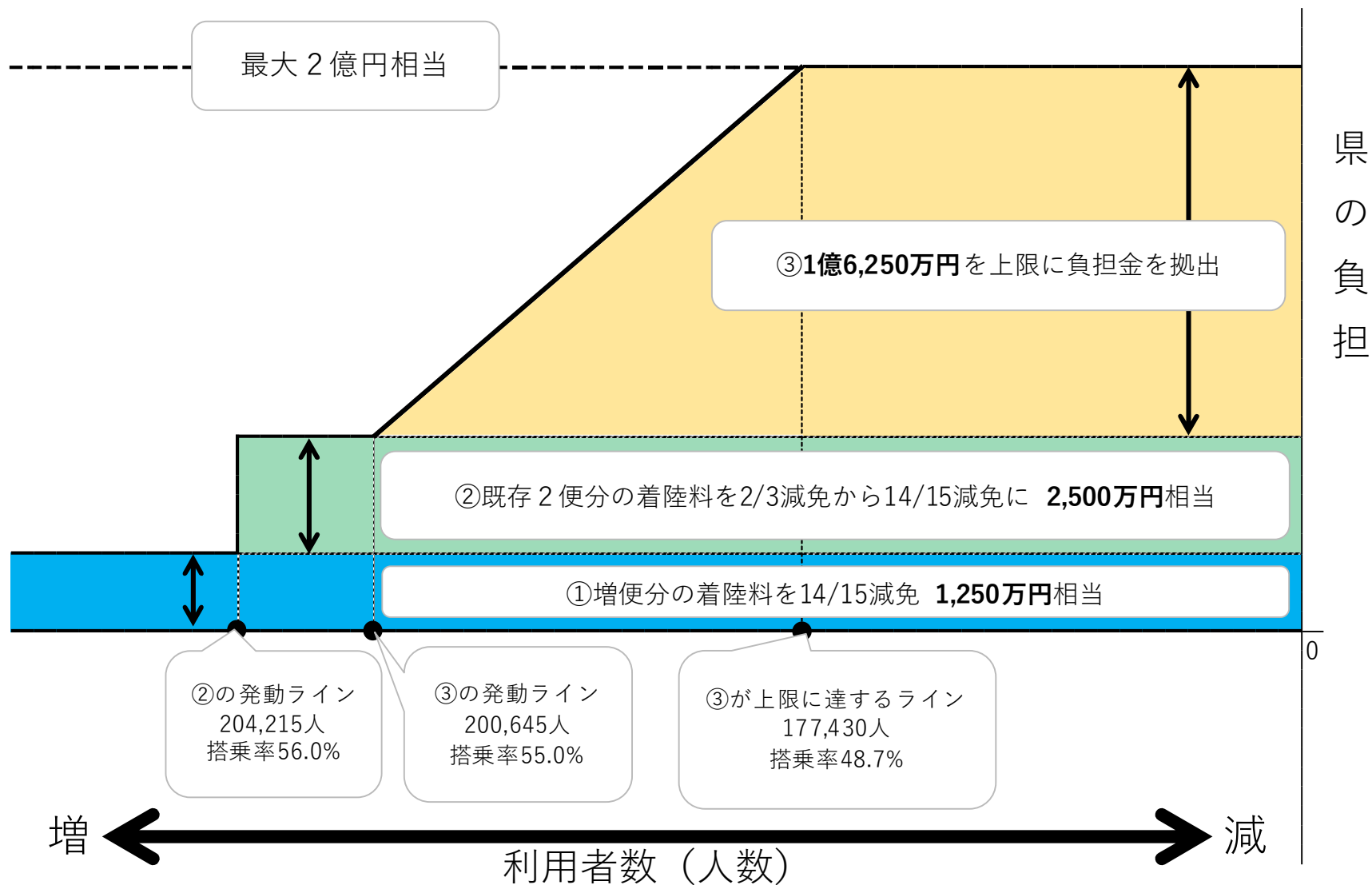
利用者数と搭乗率の推移



※ R5年4月～7月利用者数 55,646人

〔令和5年度 県の負担イメージ図〕

- 大館能代空港東京羽田線の運航で発生した欠損は、原則、県と航空会社で折半する。  
なお、県負担の上限2億円を超えた分は全て航空会社が負担する。
- 着陸料を減免してもなお生じた欠損について、1億6,250万円を上限に負担金を拠出する。





# 大館能代空港リピーター創出支援事業の繰越及び制度見直しについて (地域主体による大館能代空港活性化支援事業)

交通政策課

## 1 概要

令和5年度6月補正予算で措置した空港利用者リピート宿泊支援事業について、制度を見直し、更なる県内宿泊と空港利用を促進する。

- ・実施した制度：県外在住者が対象宿泊施設に宿泊した際、次回来訪時に使える宿泊クーポン券（5,000円）を発行。発行額は利用回数に応じて、1回目5,000円、2回目10,000円、3回目以降15,000円とステップアップする。
- ・実施期間：令和5年8月1日～令和6年2月22日
- ・事業費：140,000千円
- ・対象宿泊施設：142施設（全国旅行支援参加施設279の約半数）



実施したキャンペーンのチラシ

## 2 制度の見直し

空港利用のインセンティブを高めるとともに、手続きを簡素化し参加宿泊施設の拡大を図るため、次のとおり見直しを行う。

- 大館能代空港を利用した県外在住者が対象宿泊施設に宿泊した際、初回来訪時から、空港利用1回につき10,000円の宿泊割引を実施し、期間内であれば何度でも利用可能とする。
- クーポン券を廃止し、利用者が宿泊施設に搭乗情報を付した申請書を提出して割引を受ける方式とする。  
(申請書は宿泊施設に設置するほか、HP等から印刷可とする。)
- 実施期間は、令和6年3月下旬頃から令和7年2月までを予定している。

## 総合生活文化会館管理運営費等に係る債務負担行為の設定について

文化振興課

### 1 目的

総合生活文化会館（アトリオン）の管理運営費等について、今年度内に契約手続を進める必要があることから、債務負担行為を設定する。

### 2 概要

アトリオンは、県、秋田市及び日本生命保険相互会社の3者が区分所有しており、県の持分に係る維持管理、設備修繕等に要する経費を計上する。

### 3 債務負担行為の概要

#### (1) 総合生活文化会館管理運営費

- ・限度額：179,703千円
- ・設定期間：令和6年度

#### 【内訳】

区分	内容	金額（千円）
共用部	設備保守点検費、光熱水費等	158,916
専用部	清掃費、設備保守点検費等	20,502
イベント広場	賃貸借料	285
合 計		179,703

#### (2) 総合生活文化会館リニューアル事業

- ・限度額：178,222千円
- ・設定期間：令和6年度

区分	内容	金額（千円）
総合生活文化会館リニューアル事業（経年劣化対策等）		135,508
共用部	電気・空調設備、機械式駐車場設備修繕等	22,246
専用部	電気・空調設備、音楽ホール舞台照明LED化改修等	113,262
総合生活文化会館長寿命化事業		42,714
共用部	受変電設備、非常用発電設備修繕等	42,714
合 計		178,222